



TOKUSHU
TOKAI
PAPER

特種東海製紙株式会社

証券コード：3708

第16回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時

受付開始：午前9時15分

開催場所

静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9

静岡音楽館A O I 7階講堂

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

目次

第16回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	31
連結計算書類	50
計算書類	52
監査報告	54

(証券コード3708)

2023年6月5日

株 主 各 位

静岡県島田市向島町4379番地

特種東海製紙株式会社

代表取締役社長 松 田 裕 司

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.tt-paper.co.jp/ir/meeting/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「特種東海製紙」または「コード」に当社証券コード「3708」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えてインターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時40分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分） |
| 2. 場 所 | 静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9
静岡音楽館AOI 7階講堂
（詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

株主総会当日にご来場の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第16期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

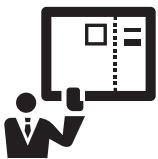
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしますが、法令および当社定款第16条の規定に基づき、以下の事項につきましては当該書面の記載から除いております。
 - ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
 - ②連結計算書類の株主資本等変動計算書および連結注記表
 - ③計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
- なお、当該書面に記載の事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項および修正後の事項を前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月28日(水曜日)
午前10時
(受付開始：午前9時15分)

書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後5時40分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月27日(火曜日)
午後5時40分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXX年X月X日

議案日現在の所有株式数 XX 股

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

見本

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第3号、第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

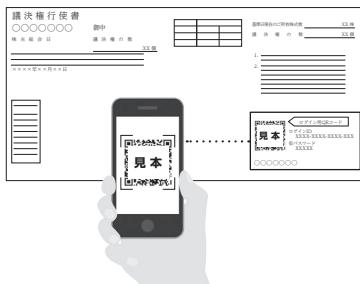
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

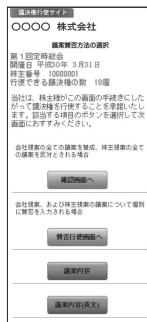
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



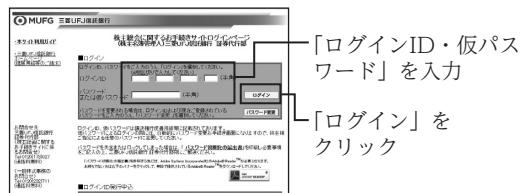
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

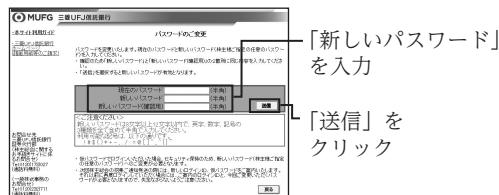
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけ、将来の事業環境を見据えた財務基盤の強化、自己株式取得による利益還元等を総合的に勘案したうえで、配当性向30%を目処とした安定配当に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより中間配当金を含めた当期の年間配当金は1株につき100円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円 総額 594,715,000円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月29日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、モニタリング型の取締役会への移行による監督機能強化、社外取締役比率を高めることでの透明性・客観性のさらなる向上およびコーポレートガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行したく存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、条数の修正、その他所要の変更等を行うものであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(解任)</p> <p>第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(解任)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(員数)</p>	
<p>第30条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p>	
<p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(任期)</p>	
<p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第33条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第37条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第32条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>) <u>第33条</u> 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) <u>第34条</u> 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>) <u>第35条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人 第<u>38</u>条～第<u>39</u>条（条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等） 第<u>40</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第<u>41</u>条～第<u>45</u>条（条文省略）</p>	<p>第6章 会計監査人 第<u>36</u>条～第<u>37</u>条（現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等） 第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>43</u>条（現行どおり）</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 2023年6月開催の第16回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」のご承認をいただくことを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、次のとおり取締役候補者8名について選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	属性	取締役会出席状況
1	まつだ ゆうじ 松田 裕司	代表取締役社長社長執行役員 成長施策推進センター長	再任	14/14回
2	わたなべ かつひろ 渡邊 克宏	取締役常務執行役員 基盤事業推進センター長 兼生活商品事業本部長	再任	14/14回
3	さの みちあき 佐野 倫明	取締役常務執行役員 コーポレートセンター長	再任	14/14回
4	もうり とよひさ 毛利 豊寿	取締役執行役員 フィブリック事業本部長	再任	14/14回
5	おおぬま ひろゆき 大沼 裕之	取締役執行役員 特殊素材事業本部長	再任	14/14回
6	いそがい あきら 磯貝 明	社外取締役	再任 社外 独立	14/14回
7	いしかわ ゆうぞう 石川 雄三	社外取締役	再任 社外 独立	11/12回
8	みやした りつえ 宮下 律江	—	新任 社外 独立 女性	—回

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">1</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center;">まつだ ゆうじ 松田 裕司 (1962年6月10日)</p> <p>所有する当社株式数 4,546株</p> <p>在任年数 12年</p> <p>取締役会出席状況 14/14回</p>	<p>1985年 3月 特種製紙(株)入社</p> <p>2006年 3月 同 理事営業本部副本部長兼営業企画部長 特種紙商事(株)（現(株)T Tトレーディング）代表取締役社長</p> <p>2009年 6月 当社執行役員 特種製紙(株)執行役員営業開発本部長</p> <p>2011年 6月 当社取締役特殊素材事業グループ副事業グループ長兼営業開発本部長</p> <p>2012年 6月 同 取締役総合開発センター副センター長兼研究開発本部長兼海外事業推進部長</p> <p>2014年 6月 同 取締役常務執行役員特殊素材事業グループ長</p> <p>2016年 4月 同 代表取締役社長社長執行役員（現職）</p> <p>2023年 4月 同 成長施策推進センター長（現職）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 同氏は、特殊素材事業の研究開発や営業に関する知識や経験が豊富であり、関係部門の責任者や事業グループのトップ、グループ会社社長等を歴任してきました。代表取締役社長就任後、7年が経過しましたが、就任期間中に連結経常利益において過去最高益を3度更新するなどの実績をあげております。本年4月よりスタートした第6次中期経営計画の推進においては自身も成長施策推進センター長として製品開発や新たな成長分野の開拓に取組み、持続的な企業価値向上に大きく貢献できるものと期待し引き続き取締役候補者となりました。</p>

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">2</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center;">わたなべ かつひろ 渡邊 克宏</p> <p style="text-align: center;">(1960年10月6日)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社株式数 900株</p> <p style="text-align: center;">在任年数 9年</p> <p style="text-align: center;">取締役会出席状況 14/14回</p>	<p>1983年 4月 キヤノン(株)入社</p> <p>1999年 4月 東海パルプ(株)入社</p> <p>2010年 6月 当社執行役員産業素材事業グループ島田工場長兼原動部長</p> <p>2013年 7月 同 マネージングディレクター社長室経営企画部長</p> <p>2014年 6月 同 取締役執行役員総合開発センター長</p> <p>2016年 4月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO</p> <p>2017年 7月 同 取締役執行役員生活商品カンパニーCOO</p> <p>2018年 6月 同 取締役執行役員生活商品カンパニーCEO (株)ライフ代表取締役社長（現職）</p> <p>2020年 4月 同 取締役執行役員生活商品事業本部長</p> <p>2021年 7月 同 パッケージ本部担当</p> <p>2022年 7月 同 取締役常務執行役員基盤事業推進センター長兼生活商品事業本部長（現職）</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、工場や経営企画、技術開発部門の長を歴任し、幅広い知見と豊富なマネジメント経験を有しています。現在は基盤事業推進センター長として産業素材、特殊素材の各事業、生活商品事業においては自身が事業本部長として所管しております。さらに、ペーパータオルやラミネートを扱う(株)ライフの代表取締役社長も務め、これまでの実績と経験を活かしたリーダーシップによって、製紙事業の更なる推進に期待し同氏を取締役候補者としました。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">3</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">佐野 倫明</p> <p style="text-align: center;">(1966年1月31日)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社株式数 400株</p> <p style="text-align: center;">在任年数 7年</p> <p style="text-align: center;">取締役会出席状況 14/14回</p>	<p>1989年 4月 大昭和製紙(株)入社</p> <p>2004年12月 特種製紙(株)入社</p> <p>2010年 6月 当社執行役員特殊素材事業グループ三島工場長</p> <p>2014年 6月 同 執行役員社長室経営企画本部長</p> <p>2015年 6月 同 執行役員産業素材事業グループ副事業グループ長兼島田工場長</p> <p>2016年 6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO兼島田工場長兼経営企画管理室南アルプス事業本部長</p> <p>2016年10月 同 取締役執行役員経営企画管理室南アルプス事業本部長 新東海製紙(株)代表取締役社長</p> <p>2017年 7月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO兼社長室南アルプス事業本部長</p> <p>2019年 6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO</p> <p>2020年 4月 同 取締役執行役員産業素材事業本部長兼資源再活用本部担当</p> <p>2021年 7月 同 取締役執行役員経営企画本部長</p> <p>2022年 7月 同 取締役常務執行役員コーポレートセンター長兼自然環境活用本部長</p> <p>2023年 4月 同 取締役常務執行役員コーポレートセンター長（現職）</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、生産技術、製紙・加工に関する知識や経験が豊富であり、特殊素材事業・産業素材事業の工場長を務め、段ボール原紙やクラフト紙を扱う新東海製紙の代表取締役社長も務め、生産と品質の向上に大きく貢献した実績を有しています。現在はコーポレートセンター長としてそれらの知識や経験、マネジメント力を活かし、グループガバナンス・コンプライアンスの向上および人的資本の価値最大化に大きく貢献するものと期待できることから引き続き取締役候補者となりました。</p>

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">毛利 豊寿</p> <p style="text-align: center;">(1966年6月21日)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社株式数 1,246株</p> <p style="text-align: center;">在任年数 9年</p> <p style="text-align: center;">取締役会出席状況 14/14回</p>	<p>1991年 3月 特種製紙(株)入社</p> <p>2006年 3月 同 理事特殊機能紙事業部長</p> <p>2007年 4月 同 執行役員生産本部三島工場長</p> <p>2010年 6月 当社執行役員総合開発センター研究開発本部長兼基礎研究所長</p> <p>2014年 6月 同 取締役執行役員フィブリック事業本部長</p> <p>2017年 7月 同 取締役執行役員新規事業推進室長補佐兼フィブリック事業本部長</p> <p>2020年 4月 同 取締役執行役員フィブリック事業本部長（現職）</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、研究開発に関する知識や経験が豊富であり、特殊素材事業における研究部門や工場の責任者としてのマネジメント経験と知識を有しています。高機能性シートの新規開発に伴う新規事業の確立に尽力し、リチウムイオン二次電池用セパレータ「FIBLIC（フィブリック）」の商品化が実現し、将来主力事業の一つとなるよう牽引するとともに、更なる新事業の探索と実現に期待していることから、引き続き同氏を取締役候補者としました。</p>
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">5</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">再任</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">大沼 裕之</p> <p style="text-align: center;">(1965年2月23日)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社株式数 873株</p> <p style="text-align: center;">在任年数 7年</p> <p style="text-align: center;">取締役会出席状況 14/14回</p>	<p>1987年 3月 特種製紙(株)入社</p> <p>2013年 7月 当社特殊素材事業グループ営業本部長</p> <p>2014年 6月 同 執行役員特殊素材事業グループ営業本部長</p> <p>2016年 4月 同 執行役員特殊素材カンパニーCEO</p> <p>2016年 6月 同 取締役執行役員特殊素材カンパニーCEO</p> <p>2020年 4月 同 取締役執行役員特殊素材事業本部副事業本部長兼コアビジネスセンター長</p> <p>2021年 7月 同 取締役執行役員特殊素材事業本部長（現職）</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、特殊素材事業における営業での経験と知識が豊富であり、現在は特殊素材事業における事業責任者として環境配慮型製品の開発、拡販や既存製品における生産・販売の効率化推進を目的とした施策に努めており、企業価値向上に大きく貢献するものと期待できることから引き続き取締役候補者としました。</p>

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">6</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p>	<p style="text-align: center;">いそがい あきら 磯貝 明 (1954年10月19日)</p> <p>所有する当社株式数 100株</p> <p>在任年数 3年</p> <p>取締役会出席状況 14/14回</p>	<p>1985年 9月 The Institute of Paper Chemistry化学科博士研究員 1986年 9月 東京大学農学部採用 2003年 5月 同 大学院農学生命科学研究科教授 2020年 4月 同 特別教授（現職） 2020年 6月 当社社外取締役（現職）</p> <p>[重要な兼職の状況] 東京大学特別教授</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、長きに渡り大学でセルロースや紙に関連した研究開発に携わり、近年ではセルロースナノファイバー（CNF）の製法を確立し、その功績は国内外で多くの権威ある賞を受賞するなど高度な専門知識を有しております。過去に会社経営に関与した経験はありませんが、その知見に基づく助言や提言を行い、社外取締役としての職務を適切に遂行しております。 今後も、豊富な知識と経験から、当社研究開発への助言と研究者育成への貢献は勿論、取締役会においても自身の知見や経験に基づいた発言をいただけるものと期待し、引き続き同氏を社外取締役候補者としました。</p>
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">7</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p>	<p style="text-align: center;">いしかわ ゆうぞう 石川 雄三 (1956年10月19日)</p> <p>所有する当社株式数 200株</p> <p>在任年数 1年</p> <p>取締役会出席状況 11/12回</p>	<p>1985年 9月 第二電電(株)入社（現KDDI(株)） 2016年 6月 KDDI(株)代表取締役執行役員副社長 2019年 6月 JCOM(株)代表取締役会長 2020年 6月 同 代表取締役社長 2022年 4月 同 特別顧問 2022年 6月 当社社外取締役（現職） 2022年 7月 KDDI(株)顧問（現職）</p> <p>[重要な兼職の状況] KDDI(株)顧問</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、KDDI(株)およびJCOM(株)の代表取締役を歴任するなど、企業経営全般に関して非常に豊富な経験、幅広い知見、見識を有しており、当社グループ経営における重要事項の決定や業務執行の監督はもとより、企業価値向上に繋がる多くの助言・提言を行っており、引き続き適宜適切な提言がされることを期待し社外取締役候補者としました。</p>

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">8</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">女性</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">宮下 律江</p> <p style="text-align: center;">(1962年5月3日)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社株式数 一 株</p>	<p>1986年 4月 (株)JALインフォテック入社</p> <p>2001年 7月 同 経営企画部課長</p> <p>2015年10月 同 執行役員エアライン事業本部アプリケーション事業部</p> <p>2018年10月 (株)プライトン・コンサルティング取締役</p> <p>2018年12月 (株)エターナリア設立 代表取締役（現職）</p> <p>2022年 6月 (株)遠藤照明社外取締役（現職）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>(株)エターナリア代表取締役</p> <p>(株)遠藤照明社外取締役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>同氏は、(株)JALインフォテックの元執行役員であり、日本航空(株)のミッションクリティカルなシステムに関わられ、大規模なシステム刷新など数多くの大型ITプロジェクトを成功裏に収めるなど幅広い経験と知見を有しており、当社のIT化・DX推進に寄与頂けるものと期待しております。また、現在は独立され、IT分野以外にも女性活躍推進、SDGsやGX（グリーン・トランスフォーメーション）推進の支援など幅広く活躍されていることから、企業価値向上に向け客観的な立場から監督いただけると期待し、社外取締役候補者となりました。</p>

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 磯貝明、石川雄三、宮下律江の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 当社は、磯貝明、石川雄三の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。本総会において磯貝明、石川雄三の両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、宮下律江氏の選任が承認された場合にも同様に同内容の契約を締結する予定であります。
- 4 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告の「(3)会社役員の状況」に記載のとおりであります。各候補者の再任および選任が承認された場合、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5 当社は、磯貝明、石川雄三の両氏を東京証券取引所および当社の定める独立役員の要件を満たすものとして、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、宮下律江氏の選任が承認された場合にも同様に独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」のご承認をいただくことを条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。

つきましては、監査等委員である取締役3名について選任をお願いしたく存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	属性	取締役会出席状況
1	<small>ながさか</small> 長坂 <small>たかし</small> 隆	社外取締役	新任 社外 独立	14/14回
2	<small>ひがき</small> 檜垣 <small>なおと</small> 直人	社外監査役	新任 社外 独立	12/12回
3	<small>やまとかよこ</small> 大和加代子	—	新任 社外 独立 女性	—

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">1</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p>	<p style="text-align: center;">ながさか たかし 長坂 隆 (1957年1月13日)</p> <p>所有する当社株式数 100株</p> <p>在任年数 1年</p> <p>取締役会出席状況 14/14回</p>	<p>1979年 4月 監査法人中央会計事務所入所 1981年 6月 公認会計士登録 1998年 7月 中央監査法人代表社員 2005年 5月 中央青山監査法人監査部長 2007年 8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）常務理事 2010年 8月 同 シニアパートナー 2019年 6月 長坂隆公認会計士事務所代表（現職） (株)コンテック社外取締役 当社社外監査役</p> <p>2020年 1月 パーク24(株)社外取締役 2020年 5月 イオンフィナンシャルサービス(株)社外取締役（現職） 2022年 6月 当社社外取締役（現職） 2022年11月 パーク24(株)社外取締役（監査等委員）（現職）</p> <p>[重要な兼職の状況] 長坂隆公認会計士事務所代表 パーク24(株)社外取締役（監査等委員） イオンフィナンシャルサービス(株)社外取締役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、公認会計士として、会計監査および内部統制等における高度な知見と見識、経験を有しております。 当社においては独立社外監査役を経て、独立社外取締役となり経営監視やガバナンス向上を促進する積極的な提言をし、また取締役会諮問機関である指名・報酬委員会の委員長としても企業の持続的成長に資する機関設計、役員報酬制度の構築に寄与しております。引き続き客観的な立場から適宜適切な提言を期待し監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">2</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p>	<p style="text-align: center;">ひがき なおと 檜垣 直人 (1968年12月11日)</p> <p>所有する当社株式数 一株</p> <p>取締役会出席状況 12/12回</p>	<p>2002年10月 弁護士（現職） 2008年 4月 檜垣総合法律事務所設立（現職） 筑波大学法科大学院講師（非常勤）（現職） 2022年 6月 当社社外監査役（現職）</p> <p>[重要な兼職の状況] 弁護士</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、弁護士として高度な知識や見識、豊富な経験を有しており、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、取締役の善管注意義務に対する監督や当社のコンプライアンス及びコーポレートガバナンスについて適切な助言をしており、今後も監督機能の強化に十分な貢献ができるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">3</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">女性</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">やま と か よ こ 大和加代子</p> <p style="text-align: center;">(1976年1月9日)</p> <p style="text-align: center;">所有する当社株式数 一株</p>	<p>2006年10月 弁護士（現職）</p> <p>2006年10月 三羽・山崎法律事務所（現三羽総合法律事務所）入所</p> <p>2015年 1月 みとしろ法律事務所入所 パートナー</p> <p>2016年 2月 新宿法律事務所入所パートナー（現職）</p> <p>2019年 6月 (株)ハーバー研究所社外取締役（監査等委員）（現職）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>弁護士 新宿法律事務所パートナー (株)ハーバー研究所社外取締役（監査等委員）</p> <hr/> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>同氏は弁護士として豊富な経験と実績、幅広い知識と見識を有しており、また、東京弁護士会男女共同参画推進本部事務局次長としてダイバーシティ推進に関する知見も有しております。同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、取締役会の監査・監督の強化、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンス体制の強化充実に、専門的な見地からの提言や助言を期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 長坂隆、檜垣直人、大和加代子の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 3 当社は、長坂隆、檜垣直人の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。本総会において両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、大和加代子氏の選任が承認された場合にも同様に同内容の契約を締結する予定であります。
- 4 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告の「(3)会社役員 の状況」に記載のとおりであります。各候補者の選任が承認された場合、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5 当社は、長坂隆、檜垣直人の両氏を東京証券取引所および当社の定める独立役員 の要件を満たすものとして、同取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、大和加代子氏の選任が承認された場合にも同様に独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）
<p data-bbox="238 518 450 579">ひめの ひろあき 姫野 博昭</p> <p data-bbox="258 598 430 621">(1964年8月4日)</p> <p data-bbox="250 644 438 689">所有する当社株式数 一株</p> <div data-bbox="266 715 427 752"> 社外 独立 </div>	<p data-bbox="503 492 1195 571">2000年11月 弁護士（現職） 2018年 4月 国立大学法人筑波大学ビジネスサイエンス系教授（現職） 2019年 4月 明治大学法科大学院兼任講師（現職）</p> <p data-bbox="503 576 692 624">[重要な兼職の状況] 弁護士</p> <p data-bbox="495 647 1286 798">[補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として培ってきた経験や知識から企業経営の健全性を確保し、また、当社のコンプライアンスの強化および業務執行における適法性の監視強化に十分な貢献をしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。</p>

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 姫野博昭氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
- 3 姫野博昭氏が社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額といたします。
- 4 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は事業報告の「(3)会社役員の状況」に記載のとおりであります。候補者が社外取締役に就任した場合には当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 5 姫野博昭氏は、東京証券取引所および当社の定める独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考①】

取締役（監査等委員含む）候補者の主な経験・専門性

氏名	企業経営	グローバル	研究開発	営業	製造技術	財務会計	法務 コンプライアンス	IT・DX	サステナビリティ ESG
松田 裕司	●	●	●	●					
渡邊 克宏	●				●				
佐野 倫明	●				●				
毛利 豊寿	●		●		●				
大沼 裕之	●			●					
磯貝 明			●						
石川 雄三	●	●		●				●	
宮下 律江	●							●	●
長坂 隆	●					●			
檜垣 直人	●						●		
大和加代子							●		●

(注) 上記の内容は、各人の有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

【ご参考②】

独立社外役員の独立性基準について

当社の社外役員に関する独立性基準は、以下の基準に該当しないものといたします。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社および当社子会社（以下、当社グループ）の業務執行者であったもの
2. 当社の大株主である企業等（子会社は重要であるものに限る）に所属するものまたは業務執行者であるもの
3. 当社グループの主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
4. 当社グループを主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士であるもの
6. 当社グループから多額の寄付を受けているものまたは団体に所属する業務執行者であるもの
7. 当社グループの業務執行者の配偶者または2親等以内の親族であるもの
8. 前各項にかかわらず、当社と利益相反関係が生じる事由が生じるもの

- (注) 1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員および部長格以上その他これらに準じる者をいう。
- 2 大株主とは、当社の総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者または団体をいう。
- 3 主要取引先とは、双方グループいずれかにおいて、過去3年間に連結売上高の2%以上の支払いが発生したものをいう。
- 4 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が過去3年間の平均で1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいう。
- 5 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付をいう。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は2009年6月23日の第2回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とすのご承認をいただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることといたたく存じます。その報酬額については、年額350百万円以内（うち社外取締役の報酬額は50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

当社は、本議案をご承認いただいた場合、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の変更等を予定しております。本議案の内容は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ合理的なものであり、また本議案は、任意の指名・報酬委員会への諮問および取締役会での議論を経て決定しており、取締役会は相当なものであると判断しております。

現在の当社取締役は9名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額60百万円以内とさせていただきます。

本議案は、監査等委員である取締役の職務と責任及び監査等委員である取締役の報酬額の水準等を総合的に勘案して、監査等委員である取締役の報酬枠を決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

なお、監査役会設置会社当時の監査役報酬額は、2007年2月21日開催の東海パルプ(株)および特種製紙(株)における株主総会決議により株式移転計画が承認され、監査役は年額50百万円以内とすご承認をいただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため、当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して、金銭報酬枠とは別枠でストック・オプションとして新株予約権を年額30百万円以内の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。

監査役会設置会社当時は金銭報酬枠とは別枠で取締役に対する報酬等として年額75百万円（うち社外取締役3百万円）の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき、2009年6月23日の第2回定時株主総会においてご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、社会情勢等諸般の事情を考慮し割当てを社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役を対象とするものであります。

当社は、本議案をご承認いただいた場合、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の変更等を予定しております。本議案の内容は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ合理的なものであり、また本議案は、任意の指名・報酬委員会への諮問および取締役会での議論を経て決定しており、取締役会は相当なものであると判断しております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと8名（うち社外取締役3名、監査等委員である取締役を除く。）となります。

なお、付与する新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

2. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、取締役に（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）については15,000株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受け

ることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）については150個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」という。）は100株とする（ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日の翌日から20年以内とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社および当社子会社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの事業環境は、国内における消費行動が回復に向かった一方、原燃料価格の高騰や急激な為替相場の変動、地政学リスクの長期化など、年間を通して先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは、増加する製造変動費負担に対し価格改定に取り組むとともに、基盤事業の強化、および資源の再活用や脱プラスチック等の社会的要請も背景にした成長施策を実施し、当社グループのもつオンリーワンの品質と技術を活かした新製品開発、更には製紙以外の新たな事業領域拡大に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は84,130百万円（前期比4.2%増）、営業利益は1,640百万円（前期比61.2%減）、経常利益は4,058百万円（前期比29.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,130百万円（前期比21.3%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、前第4四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

【産業素材事業】

主力製品である段ボール原紙およびクラフト紙につきましては、日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)を通じて販売が堅調に推移しました。

この結果、当セグメントの売上高は43,493百万円（前期比10.5%増）、営業利益は977百万円（前期比15.3%減）となりました。

【特殊素材事業】

特殊印刷用紙につきましては、段階的な価格改定を進めるとともに、回復傾向にあるパッケージ用途の需要を取り込み、加えて海外向けファンシーペーパーの上市も寄与し、売上は前期並みを確保いたしました。他方、特殊機能紙につきましても、価格改定に取り組むとともに、2020年に発売した高耐熱性絶縁紙の市場開拓を進めたものの、情報用紙や海外向け一部製品の需要減

少等により、売上は前期を下回りました。利益面につきましては、徹底した原価低減に取り組みましたが、パルプ・燃料等の大幅な価格高騰の影響を受け前期を下回りました。

この結果、当セグメントの売上高は20,661百万円（前期比2.9%減）、営業利益は615百万円（前期比74.2%減）となりました。

【生活商品事業】

ペーパータオルにつきましては原料の調達難の影響、ラミネート等の加工品につきましては製紙用ワンプ需要の低下によりそれぞれ販売数量は前期を下回ったものの、価格改定により売上は前期を上回りました。トイレットペーパーにつきましては、業務用の回復により販売数量が前期を上回ったことに加え、価格改定に取り組んでいることで、売上は前期を上回りました。

しかしながら利益面につきましては、生活商品事業全般において原燃料価格の大幅な高騰等により減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は17,358百万円（前期比3.0%増）、営業損失は139百万円（前期は営業利益574百万円）となりました。

【環境関連事業】

自然環境活用分野につきましては、土木・建築設備工事の完成高が堅調に推移いたしました。また、資源再活用分野につきましては、産業廃棄物処理業の売上が前期を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は8,502百万円（前期比4.0%増）、営業利益は84百万円（前期は営業利益2百万円）となりました。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

事業名	会社名	資本金 百万円	当社の 議決権比率 %	主要な事業内容
産業素材事業	新東海製紙(株)	3,135	65	紙パルプの製造・販売
	特種東海マテリアルズ(株)	70	65	製紙原料の仕入・販売 製材品の仕入・販売
	新東海ロジスティクス(株)	32	65	貨物利用運送、構内作業、倉庫業
特殊素材事業	(株)TTトレーディング	50	100	特殊紙の販売
	静岡ロジスティクス(株)	20	100	一般貨物自動車運送、倉庫業
生活商品事業	(株)トライフ	400	100	紙加工品の製造・販売
	特種東海エコロジー(株)	200	100	家庭紙の製造・販売
環境関連事業	十山(株)	90	100	社有林管理、ウイスキー製造
	(株)特種東海フォレスト	100	100	土木、造園緑化、社有林管理、山林 事業、観光事業
	(株)レックス	30	100	サーマルリサイクル燃料の製造・販売
	(株)駿河サービス工業	30	100	廃棄物の収集、運搬、処理および売買

(注) 当社は、2023年4月3日付で、トーエイホールディングス(株)との資本業務提携を行い、同社の発行済株式の70%を取得しました。

(4) 対処すべき課題

① 製紙以外の新たな事業領域の拡大

当社グループは、環境関連事業を製紙3事業に次ぐ第4の基幹事業と位置づけ、将来の収益基盤を強化するべく、当事業領域の拡大を対処すべき課題として認識しております。

なかでも、資源再活用ビジネスは高度循環型社会を目指す機運の高まり等を背景に今後も持続的な成長が期待される分野であり、2020年1月にグループ入りした(株)駿河サービス工業を端緒に、第4次中期経営計画以降当該分野へ経営資源を傾注してまいりました。当社グループは、引き続き環境関連事業へ積極的な投資を行い、循環型社会の実現に貢献するとともに企業価値の向上に努めてまいります。

② 製品ポートフォリオの変革

国内人口の減少やデジタル技術の発展、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、情報媒体としての紙製品への需要減退が進む一方で、脱プラスチック化への社会的要請、衛生意識の高まりや在宅需要の増加等、紙製品への需要構造は大幅に変化しており、当社グループはこれを対処すべき課題として認識しております。

当社グループはこの課題に対応するため、既存事業の体質強化による収益基盤の安定化を図るとともに、環境配慮型製品の開発に注力してまいります。プラスチック容器に代替するウエットモールド事業や幅広い機能性を活用したTT-PACKAGEといったパッケージ分野をはじめ、リチウムイオン二次電池のセパレータ向けCNF製品やラミネート技術における樹脂層の薄膜化等、引き続き脱プラスチック・減プラスチックに貢献する製品開発に努めてまいります。

③ 原燃料価格の高騰

急速に変化する地政学的リスクと昨今の為替相場の動向から、日本企業の原燃料調達に係る不確実性が高まっております。その結果、パルプをはじめとする各種原燃料価格の高騰が進んでおり、当社グループの製紙業全般にとって利益圧迫要因およびリスクとなっていることから、当社グループはこれを対処すべき課題として認識しております。

当社グループはこの課題に対応するため、燃料調達構造の見直しや分散化等業務プロセスを全社的に見直すとともに、徹底した経費削減および原価低減努力、製品価格の適正化等既存事業の体質強化を実施し、不確実性が高い事業環境において収益の改善・安定化を図ってまいります。

④ 持続可能な社会に向けた対応

当社グループは、カーボンニュートラルをはじめとした持続可能な社会に向けた取り組み、およびそれに関わる情報開示の充実を対処すべき課題として認識しております。脱プラスチック化に関わる新たな紙素材の開発に加え、化石燃料使用量の更なる削減によりCO₂の発生減少に努めてまいります。生物多様性保全の面においては昨年9月、30by30アライアンスに賛同いたしました。今後は当社グループ社有林のOECM認定を指標の一つとし、引き続き自然保護に注力してまいります。また、こうした取り組みを通じて当社グループへの理解を深めていただけるよう、統合報告書を主な媒体として更なる情報開示の充実に努めてまいります。

⑤ 資産の有効活用

当社グループは、積み上げられた財務余力による成長戦略への積極的な投資を対処すべき課題として認識しており、既存事業の強化や新製品の開発に加え、新たな事業領域の拡大に向けたM&Aを積極的に実施してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

当社グループ(当社および子会社、関連会社)は、当社、子会社12社および関連会社5社で構成され、紙パルプの製造・販売に関する事業を主に行っており、さらに紙加工や土木・造園工事、産業廃棄物処理などの事業を行っております。当社グループの事業に係わる位置付けおよびセグメントとの関連は次のとおりであります。

① 産業素材事業

当社が紙の販売および売電をするほか、新東海製紙(株)が紙パルプの製造・販売を、特種東海マテリアルズ(株)が紙原料の供給を、新東海ロジスティクス(株)が紙製品の輸送・保管等を、関連会社4社が紙の加工・販売を行っております。

② 特殊素材事業

当社が紙の製造・販売をするほか、(株)T Tトレーディングが紙の販売を、静岡ロジスティクス(株)が紙製品を保管する倉庫業および紙製品の輸送を、(株)モルディアがモウルの製造・販売を行っております。

③ 生活商品事業

(株)ライフおよび関連会社1社が紙の製造・加工・販売を、特種東海エコロジー(株)が紙の製造・販売を行っております。

④ 環境関連事業

(株)特種東海フォレストが土木・造園工事を、(株)レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売を、(株)駿河サービス工業が産業廃棄物の収集運搬・処分を、十山(株)が社有林管理、ウイスキー製造を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

本店	静岡県島田市
本社	東京都中央区
産業素材事業	営業所：本社（東京都中央区） 子会社：新東海製紙(株)（静岡県島田市） 特種東海マテリアルズ(株)（静岡県島田市） 新東海ロジスティクス(株)（静岡県島田市）
特殊素材事業	営業所：本社（東京都中央区） 工場：三島工場（静岡県駿東郡長泉町） 岐阜工場（岐阜県岐阜市） 子会社：(株)TTトレーディング（東京都中央区） 静岡ロジスティクス(株)（静岡県駿東郡長泉町）
生活商品事業	子会社：(株)トライフ（静岡県島田市） 特種東海エコロジー(株)（静岡県富士市）
環境関連事業	子会社：(株)特種東海フォレスト（静岡県島田市） (株)レックス（静岡県島田市） (株)駿河サービス工業（静岡県御殿場市） 十山(株)（静岡県静岡市）

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
産 業 素 材 事 業	471 (65) 名	▲15 名
特 殊 素 材 事 業	492 (66)	▲14
生 活 商 品 事 業	260 (67)	▲10
環 境 関 連 事 業	215 (76)	▲2
全 社 (共 通)	68 (16)	10
合 計	1,506 (290)	▲31

(注) 1 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に外数で記載しております。

2 全社(共通)と記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
479名	▲1名	40.5歳	17.8年

(注) 1 使用人数は就業員数であります。

2 平均勤続年数は、特種製紙(株)または東海パルプ(株)からの通算年数となっております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 静 岡 銀 行	9,802百万円
(株) 三 菱 U F J 銀 行	6,679
(株) 清 水 銀 行	2,212
静 岡 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	2,042

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 45,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 13,300,000株 |
| ③ 株主数 | 16,826名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	983千株	8.2%
中央建物(株)	550	4.6
新生紙パルプ商事(株)	503	4.2
特種東海製紙取引先持株会	444	3.7
(株)静岡岡銀行	403	3.3
王子ホールディングス(株)	300	2.5
(株)竹尾	263	2.2
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	254	2.1
(株)トモク	240	2.0
第一生命保険(株)	234	1.9

- (注) 1 当社は、自己株式を1,405,700株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年2月21日開催の取締役会決議により、2022年2月24日から2022年9月30日までの間に普通株式1,498,800株の自己株式を取得しました。

また、2022年10月13日開催の取締役会決議により、2022年10月27日に普通株式1,600,000株の自己株式を消却しました。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 400個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 40,000株
(新株予約権1個につき100株)

(注) 2016年10月1日を効力発生日として実施した株式併合(普通株式10株を1株に併合)に伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」は調整されております。

- ・新株予約権の区分別保有状況

区 分 (行 使 期 間)	取締役(うち社外取締役)		監査役	
	保有者数	個数	保有者数	個数
2011年度新株予約権 2011年8月11日から2031年8月10日まで	1名(0名)	12個(0個)	0名	0個
2012年度新株予約権 2012年8月11日から2032年8月10日まで	1名(0名)	13個(0個)	0名	0個
2013年度新株予約権 2013年8月13日から2033年8月12日まで	1名(0名)	12個(0個)	0名	0個
2014年度新株予約権 2014年8月13日から2034年8月12日まで	3名(0名)	35個(0個)	0名	0個
2015年度新株予約権 2015年9月16日から2035年9月15日まで	3名(0名)	27個(0個)	1名	2個
2016年度新株予約権 2016年8月12日から2036年8月11日まで	5名(0名)	43個(0個)	1名	1個
2017年度新株予約権 2017年8月14日から2037年8月13日まで	5名(0名)	37個(0個)	1名	1個
2018年度新株予約権 2018年8月13日から2038年8月12日まで	6名(1名)	39個(2個)	1名	1個
2019年度新株予約権 2019年8月13日から2039年8月12日まで	6名(1名)	42個(2個)	0名	0個
2020年度新株予約権 2020年8月14日から2040年8月13日まで	7名(2名)	51個(6個)	0名	0個
2021年度新株予約権 2021年8月16日から2041年8月15日まで	7名(2名)	37個(4個)	0名	0個
2022年度新株予約権 2022年8月12日から2042年8月11日まで	5名(0名)	47個(0個)	0名	0個

(注) 1 新株予約権は、株式報酬型ストックオプションであります。

2 新株予約権の行使価額は、1株当たり1円であります。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 田 裕 司	社長執行役員
取 締 役	渡 邊 克 宏	常務執行役員基盤事業推進センター長 兼生活商品事業本部長
取 締 役	佐 野 倫 明	常務執行役員コーポレートセンター長 兼自然環境活用本部長
取 締 役	毛 利 豊 寿	執行役員フィブリック事業本部長
取 締 役	大 沼 裕 之	執行役員特殊素材事業本部長
取 締 役	金 澤 恭 子	弁護士 アサヒホールディングス(株)社外取締役（監査等委員）
取 締 役	磯 貝 明	東京大学特別教授
取 締 役	長 坂 隆	長坂隆公認会計士事務所代表 パーク24(株)社外取締役（監査等委員） イオンフィナンシャルサービス(株)社外取締役
取 締 役	石 川 雄 三	KDDI(株)顧問
常 勤 監 査 役	河 合 稔	公益財団法人紙の博物館監事（非常勤）
監 査 役	上 田 廣 美	亜細亜大学法学部教授
監 査 役	檜 垣 直 人	弁護士

- (注) 1 取締役金澤恭子氏、磯貝明氏、長坂隆氏および石川雄三氏は、社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
- 2 監査役上田廣美氏および檜垣直人氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
- 3 常勤監査役河合稔氏は、長年にわたり当社の財務部門を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4 当事業年度中における取締役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
松田裕司	代表取締役社長 社長執行役員CEO	代表取締役社長 社長執行役員	2022年7月1日
渡邊克宏	取締役執行役員生活商品事業本部長兼パッケージ本部担当	取締役常務執行役員 基盤事業推進センター長 兼生活商品事業本部長	
佐野倫明	取締役執行役員 経営企画本部長	取締役常務執行役員 コーポレートセンター長 兼自然環境活用本部長	

5 当事業年度中における取締役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
松田裕司	代表取締役社長 社長執行役員	代表取締役社長 社長執行役員 兼成長施策推進センター長	2023年4月1日
佐野倫明	取締役常務執行役員 コーポレートセンター長 兼自然環境活用本部長	取締役常務執行役員 コーポレートセンター長	

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
関根常夫	2022年6月24日	任期満了	取締役
柳川勝彦			
長坂隆		辞任	社外監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社および当社子会社のすべての取締役、監査役、執行役員、その他重要な使用人を対象として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は当社が全額を負担しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。取締役の報酬が継続的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるインセンティブとして機能するよう、業績連動報酬と株式報酬型ストックオプションを活用した報酬体系とし、個々の取締役の報酬は、各々の担当職務と責任、業績への貢献等を反映した水準とすることを基本方針としております。

具体的には常勤取締役（業務執行取締役）の報酬は固定報酬としての基礎報酬、業績連動報酬および株式報酬型ストックオプションにより構成し、経営の監督機能を担う非常勤（社外）取締役の報酬は基礎報酬で構成し、役位ごとに年間報酬総額の割合を基礎報酬60%、業績連動報酬が30%、株式報酬型ストックオプション10%とする役位別ベース報酬額を定めております。

a. 基礎報酬

当社の取締役の基礎報酬は金銭報酬とし、役員報酬基準金額（定額）に「役位」、「代表権の有無」、「在任年数」および「常勤・非常勤」に応じて定めた基準値を乗じて月額基礎報酬を決定しております。

b. 業績連動報酬

業績連動報酬は金銭報酬とし、業務執行取締役が持分法適用会社を含む連結対象会社全体の経営を意識し、継続的な利益確保を実現することが、企業基盤の強化と企業価値の向上を成し、持続可能な企業集団の源泉になるという理由から連結営業利益および連結経常

利益を指標とし、役員別ベース報酬額で定める業績連動報酬を連結営業利益評価分30%、連結経常利益評価分70%に分離し、直近に終了した事業年度とその前の事業年度の連結営業利益、連結経常利益の増減率を分離した額にそれぞれ乗じ合算した額を年間業績連動報酬額とし、当該報酬額を12で除した額を毎月支給しております。なお、当連結会計年度の連結営業利益は1,640百万円、連結経常利益は4,058百万円となりました。

c. 株式報酬型ストックオプション

当社業績と株式価値との連動性を強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割当てております。各取締役に対し、各取締役の月額基礎報酬の2倍の額に決算期末前3ヵ月間の平均株価で除して算出した株式数（単元未満株切り捨て）を、原則として株式報酬型ストックオプションにより付与しますが、特に職務上の功績が顕著な場合は30%の範囲内で特別に加算することがあります。株式報酬型ストックオプションは、毎年定時株主総会の日以降、原則として7月度の取締役会で新株予約権発行を決議し、個別の割り当てを行っております。

d. 報酬等の額の割合と指名・報酬委員会への諮問に関する事項

当社は、個人別の取締役報酬に対する金銭報酬（基礎報酬および業績連動報酬の合計）および株式報酬型ストックオプションの割合を一定の水準に固定せず、株主総会決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限ならびに連結営業利益および連結経常利益を指標とする業績連動報酬を含む取締役の個人別報酬の原案について、取締役会が諮問機関である指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会はその水準、体系、および個々の役員報酬額の適切性を審議しております。

なお、指名・報酬委員会の構成は次の通りとなっております。

委員長 長坂 隆（社外取締役）
委員 金澤恭子（社外取締役）
委員 磯貝 明（社外取締役）
委員 石川雄三（社外取締役）
委員 松田裕司（代表取締役社長）

ロ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬額は、2009年6月23日開催の第2回定時株主総会において定款に定める取締役員数15名に対して年額450百万円（うち社外取締役50百万円）以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まず。）と決議されております。また、金銭報酬とは別に、ストックオプションとしての新株予約権割当では年額75百万円（うち社外取締役3百万円）以内と決議されており、当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する事業年度に係る新株予約権の総数は450個（うち社外取締役12個）を上限としております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役1名）です。

監査役の金銭報酬額は、2007年2月21日開催の東海パルプ(株)および特種製紙(株)の株主総会で決議された株式移転計画において、年額50百万円以内と決議されております。当社設立時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個々の役員への報酬の額については、取締役会から委任を受けた代表取締役社長松田裕司が決定しております。権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績や事業環境等を踏まえ、総合的な評価を行うのに最も適しているからであります。当該決定については代表取締役に委任した権限が適切に行使されるよう、取締役会は社外取締役が委員長となり、過半数の委員が社外取締役によって構成される指名・報酬委員会に、取締役の報酬全般についてその水準、体系および個々の役員報酬額の適切性について諮問し、答申を受けることとしています。以上の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ニ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	209 (31)	137 (31)	71 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	24 (12)	24 (12)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	233 (43)	162 (43)	71 (-)	15 (7)

(注) 報酬等のうち、業績連動報酬に含まれている新株予約権に関する報酬(非金銭報酬)は以下のとおりであります。

・取締役： 5名分 11百万円

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ヘ. 社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役金澤恭子氏は、弁護士およびアサヒホールディングス(株)の社外取締役(監査等委員)を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

取締役磯貝明氏は、東京大学の特別教授を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

取締役長坂隆氏は、長坂隆公認会計士事務所代表、パーク24(株)の社外取締役(監査等委員)、イオンフィナンシャルサービス(株)の社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

取締役石川雄三氏は、(株)KDDIの顧問を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

監査役上田廣美氏は、亜細亜大学の法学部教授を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

監査役檜垣直人氏は、弁護士を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 金 澤 恭 子	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的なご経験・ご見識に基づき、取締役会など重要な意思決定場面で、その妥当性や適正性の監視、ガバナンス体制の向上を促進する積極的な発言や提言を行っております。また、取締役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
取締役 磯 貝 明	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。主に専門分野の研究者としての見地に基づき、当社研究開発への助言と研究者育成への貢献、取締役会においては自身の知見や経験に基づいた助言や提言を行っております。また、取締役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
取締役 長 坂 隆	当事業年度に開催された取締役会14回、取締役就任前に開催された監査役会4回すべてに出席いたしました。主に公認会計士としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、会計に関する意見等適宜、必要な発言を行っております。また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
取締役 石 川 雄 三	2022年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。主に上場企業での経営経験者としての豊富なご経験・ご見識に基づき、取締役会など当社グループ経営に係る重要な意思決定、業務執行の監督、企業価値向上に繋がる多くの助言・提言を行っております。また、取締役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 上 田 廣 美	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会15回すべてに出席いたしました。主に法律家としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、コンプライアンスに関する意見等適宜、必要な発言を行っております。また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 檜 垣 直 人	2022年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会11回すべてに出席いたしました。主に法律家としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、コンプライアンスに関する意見等適宜、必要な発言を行っております。また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、会計監査人の報酬等について会計監査計画の内容、監査の実施状況、報酬見積の算定内容を確認し、総合的な判断に基づき同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、以下の項目に該当する場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(1) 会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合

(2) 会社法・公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合

(3) その他、監査品質・品質管理・独立性・総合的能力との観点から監査を遂行するに不十分であると判断される場合

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円または会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	51,479	流 動 負 債	31,594
現金及び預金	10,298	支払手形及び買掛金	10,068
受取手形	1,339	短期借入金	10,065
売掛金	24,221	1年内返済予定の長期借入金	3,904
契約資産	1,136	1年内償還予定の社債	70
商品及び製品	5,057	未払法人税等	447
仕掛品	955	賞与引当金	436
原材料及び貯蔵品	7,234	その他の	6,602
その他の	1,253	固 定 負 債	13,176
貸倒引当金	△17	社債	280
固 定 資 産	71,867	長期借入金	10,088
有 形 固 定 資 産	57,108	繰延税金負債	446
建物及び構築物	16,422	役員退職慰労引当金	72
機械装置及び運搬具	27,593	環境対策引当金	52
土地	11,066	退職給付に係る負債	1,349
建設仮勘定	721	資産除去債務	596
その他の	1,304	その他の	289
無 形 固 定 資 産	1,272	負 債 合 計	44,771
のれん	986	純 資 産 の 部	
その他の	285	株 主 資 本	70,967
投 資 そ の 他 の 資 産	13,486	資 本 金	11,485
投資有価証券	11,029	資 本 剰 余 金	5,502
繰延税金資産	1,313	利 益 剰 余 金	58,734
その他の	1,184	自 己 株 式	△4,755
貸倒引当金	△41	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,135
資 産 合 計	123,347	その他有価証券評価差額金	1,158
		繰延ヘッジ損益	△0
		退職給付に係る調整累計額	△23
		新 株 予 約 権	129
		非 支 配 株 主 持 分	6,344
		純 資 産 合 計	78,576
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	123,347

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月 31日)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売 上	高 価		84,130
販 売 上 原	益		75,332
費 及 び 一 般 管 理 費	益		8,798
業 外 収 益	益		7,157
受 取 利 息	益	0	
受 取 配 当 金		250	
受 取 貸 料		132	
受 取 保 険 金		36	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		1,881	
そ の 他		378	2,679
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		137	
賃 貸 費		53	
そ の 他		71	261
特 別 常 利 益	益		4,058
固 定 資 産 売 却 益		6	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		1,932	1,938
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		0	
固 定 資 産 除 却 損		214	
減 損 損 失		256	
災 害 に よ る 損 失		44	
訴 訟 関 連 損 失		70	585
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	益		5,411
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,267	
法 人 税 等 調 整 額		△136	1,130
当 期 純 利 益	益		4,280
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			149
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4,130

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	35,336	流動負債	12,934
現金及び預金	4,359	買掛金	1,128
受取手形	445	短期借入金	8,650
売掛金	7,070	1年内返済予定の長期借入金	807
商品及び製品	3,024	1年内償還予定の社債	70
仕掛品	95	未払費用	186
原材料及び貯蔵品	3,761	未払法人税等	1,015
前払費用	100	預り金	164
関係会社短期貸付金	15,550	その他の	849
未収入金	318	固定負債	4,401
その他の	637	社債	280
貸倒引当金	△25	長期借入金	3,304
固定資産	39,978	長期未払金	68
有形固定資産	16,168	長期預り金	3
建物	4,158	退職給付引当金	526
構築物	735	環境対策引当金	47
機械及び装置	4,987	資産除去債	158
車両運搬具	2	その他の	12
工具、器具及び備品	206	負債合計	17,335
土地	6,001	純資産の部	
建設仮勘定	76	株主資本	56,714
無形固定資産	103	資本金	11,485
借地権	24	資本剰余金	32,614
ソフトウェア	45	資本準備金	3,985
その他の	34	その他の資本剰余金	28,629
投資その他の資産	23,706	利益剰余金	17,369
投資有価証券	5,800	その他利益剰余金	17,369
関係会社株式	14,855	固定資産圧縮積立金	136
長期前払費用	49	特定災害防止準備金	23
関係会社長期貸付金	2,400	繰越利益剰余金	17,209
繰延税金資産	337	自己株式	△4,755
その他の	530	評価・換算差額等	1,135
貸倒引当金	△266	その他有価証券評価差額金	1,135
資産合計	75,314	繰上ヘッジ損益	△0
		新株予約権	129
		純資産合計	57,979
		負債及び純資産合計	75,314

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	21,324
売上原価	17,491
売上総利益	3,833
販売費及び一般管理費	3,464
営業利益	369
営業外収益	
受取利息	112
受取配当金	1,519
受取賃貸料	180
業務受託請負収入	356
その他	91
営業外費用	
支払利息	54
賃貸費用	108
その他	34
経常利益	2,430
特別利益	
投資有価証券売却益	1,835
特別損失	
固定資産除却損	36
減損損失	198
災害による損失	44
貸倒引当金繰入額	225
税引前当期純利益	3,762
法人税、住民税及び事業税	714
法人税等調整額	△2
当期純利益	3,050

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

特種東海製紙株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 井 勝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 會 田 浩 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、特種東海製紙株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

特種東海製紙株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 井 勝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 會 田 浩 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、特種東海製紙株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制・監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

特種東海製紙株式会社 監査役会

常勤監査役 河合 稔 ⑩

社外監査役 上田 廣美 ⑩

社外監査役 檜 垣 直 人 ⑩

以 上

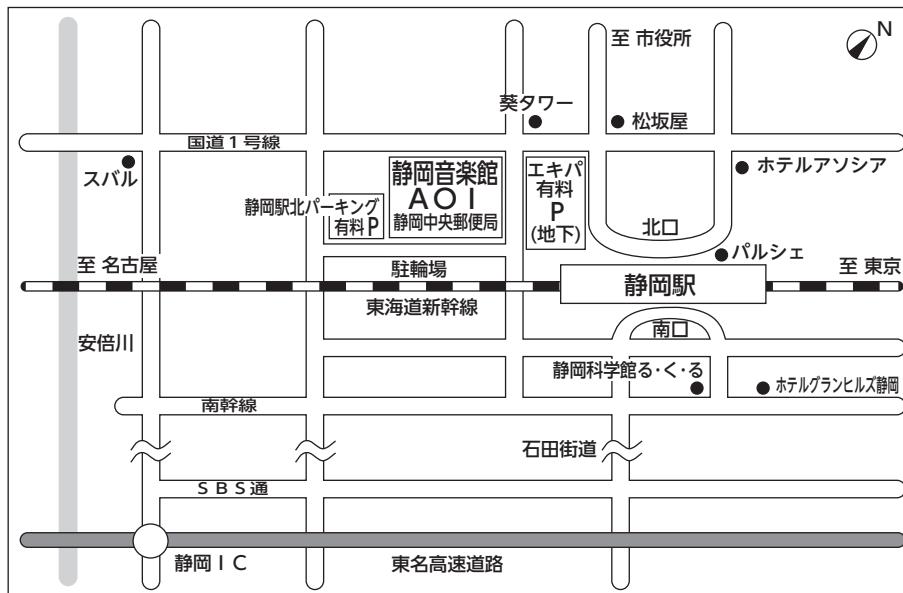
定時株主総会会場ご案内図

会場

静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9
静岡音楽館AOI 7階講堂

交通

J R 静岡駅北口より徒歩約3分



※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。